

副業・兼業の 重要ポイント

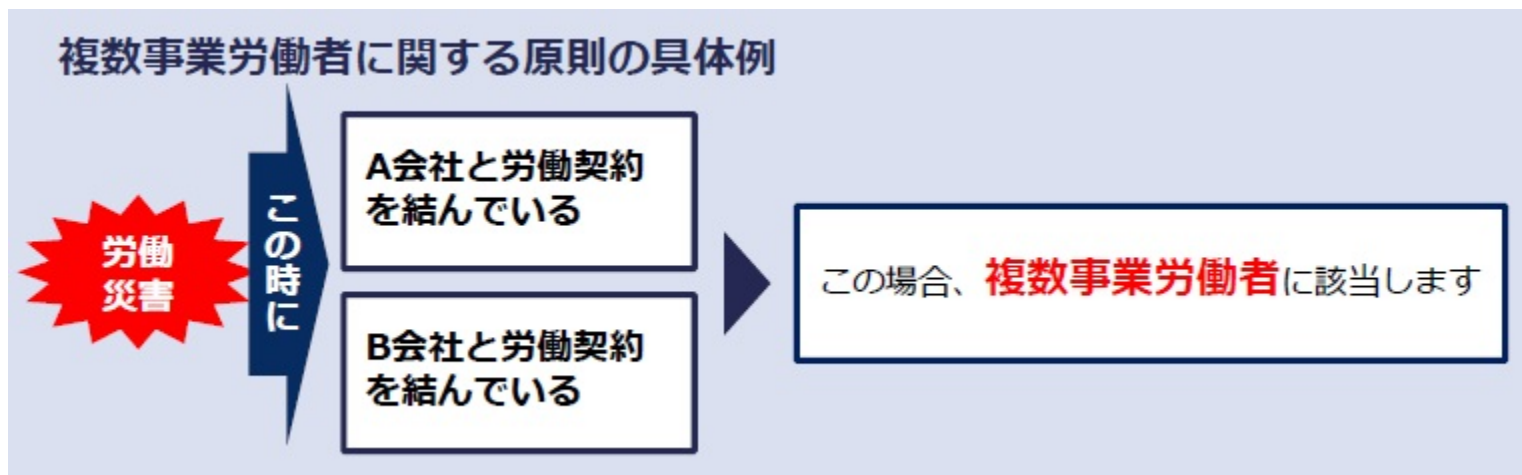
株式会社ヒューマンリソースみらい
特定社会保険労務士 荒木 康之

副業・兼業の重要ポイント

1. **労災**に関する事
2. **時間管理と賃金支払い**に関する事
3. **健康管理**に関する事
4. **高年齢者の雇用保険の加入**に関する事

副業・兼業の労災①

副業で労災の対象となる働き方

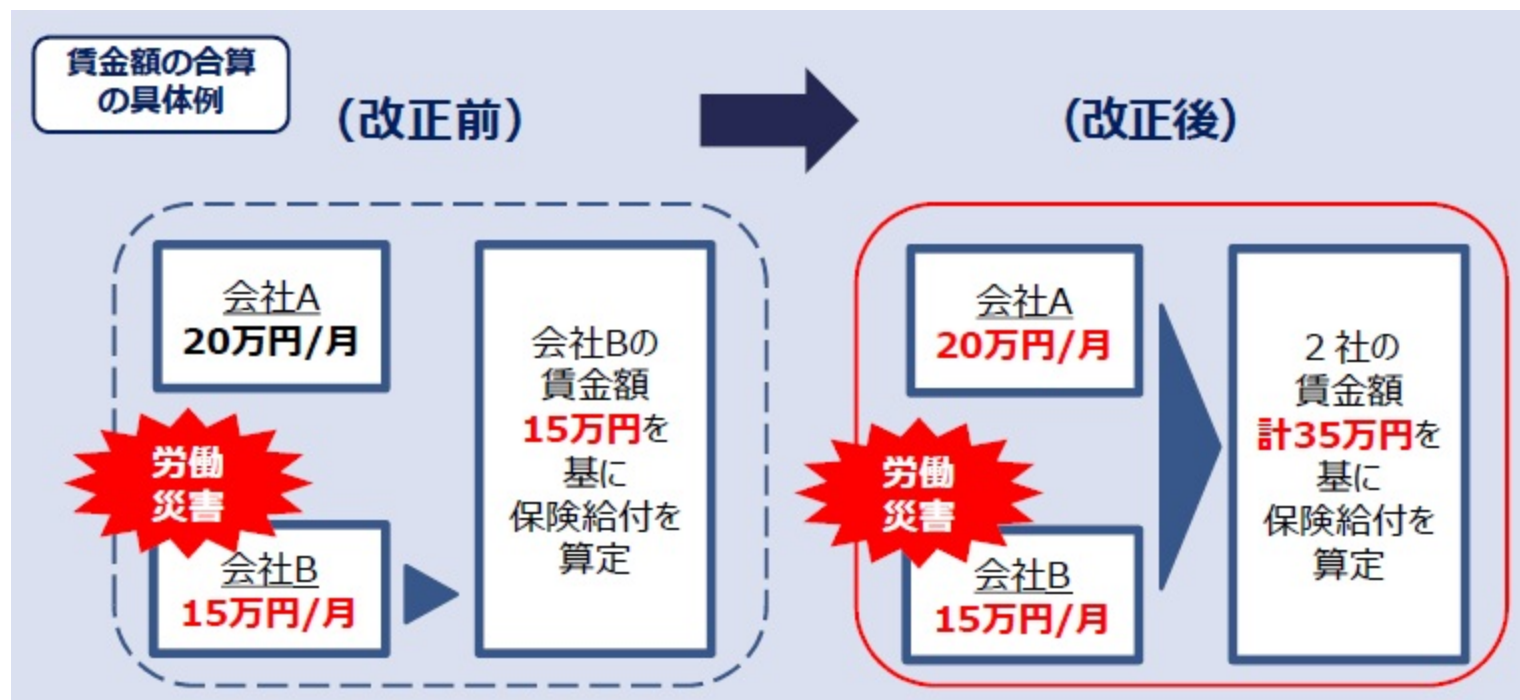


- 複数の事業者と労働契約を結んでいる方
- 1つの会社と労働契約関係にあり、他の就業について特別加入している方
- 複数の就業について特別加入をしている方

副業・兼業の労災②

給付の内容

- 休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付、葬祭料、葬祭給付、傷病（補償）給付などが該当
- 各就業先の事業場で支払われている賃金額を合算**した額を基礎として給付基礎日額（保険給付の算定基礎となる日額）が決定される



副業・兼業の労災③

副業労災の判定基準で気を付けること

- 副業業務要因災害に注意
 - 通常は就労している事業場における業務上の負荷を評価
 - 脳・心臓疾患や精神疾患では、複数の事業の業務の負荷を総合的に判定
- 令和3年9月1日 脳・心臓疾患の労災認定基準が改正に
 - 「休日のない連続勤務」があるとそれだけで「強」判定
 - 労働時間だけでなく、連続した労働日数だけで判断
 - 例えば月曜日～金曜日まで正社員として勤務し、土日にアルバイトとして一日3時間だけ勤務した場合であっても、「休日のない連続勤務」に該当

副業・兼業の時間管理①

原則

- 労働基準法第38条「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については**通算**する」
- 通算した結果、法定労働時間を超えている場合には、36協定で定める割増賃金を支払う義務

甲事業場：8時間

労働時間が法定労働時間（8時間）
に達する

乙事業場：5時間

乙事業場で行う5時間の労働は
法定時間外労働になる

副業・兼業の時間管理② 原則

日

月

甲事業場：8時間

火

甲事業場：8時間

水

甲事業場：8時間

木

甲事業場：8時間

金

甲事業場：8時間

土

乙事業場：5時間

月曜から金曜までで、労働時間が40時間に達する

→ 土曜日に乙事業場で行う5時間の労働は法定時間外労働になる

副業・兼業の時間管理③

通算されない場合

- 労基法が適用されない場合（例 フリーランス、独立、起業、共同経営、アドバイザー、コンサルタント、顧問、理事、監事等）
- 労基法は適用されるが労働時間規制が適用されない場合（農業・畜産業・養蚕業・水産業、管理監督者・機密事務取扱者、監視・断続的労働者、高度プロフェッショナル制度）
- 過労等により業務に支障を来さないようにする観点から、その者からの申告等により就業時間を把握すること等を通じて、就業時間が長時間にならないよう配慮することが望ましい（副業兼業の促進に関するガイドライン）

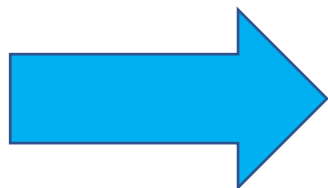
副業・兼業の時間管理④

ガイドラインが示す【管理モデル】

- 使用者 A・B 各々の使用者の事業場における労働時間の上限をそれぞれ設定し、**各々の使用者がそれぞれその範囲内で労働させる**こととする
- 使用者 A は自らの事業場における法定外労働時間の労働について、使用者 B は自らの事業場における労働時間の労働について、**それぞれ自らの事業場における 36 協定の延長時間の範囲内とし、割増賃金を支払うこととする**
- 合計した時間数が単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内となる範囲内において、各々の使用者の事業場における労働時間の上限をそれぞれ設定し、各々の使用者がそれぞれその範囲内で労働させる
- 自己申告による時間の把握が認められている

副業・兼業の健康確保措置

- 副業・兼業することにより所定労働時間の3 / 4 を超えてしまう場合には、当該労働者に対する健康診断やストレスチェックの実施義務はかかるのか
- 【A社】 所定労働日は月曜日から金曜日、
労働時間は8:00～12:00
- 【B社】 所定労働日は月曜日から金曜日、
労働時間は13:00～16:00

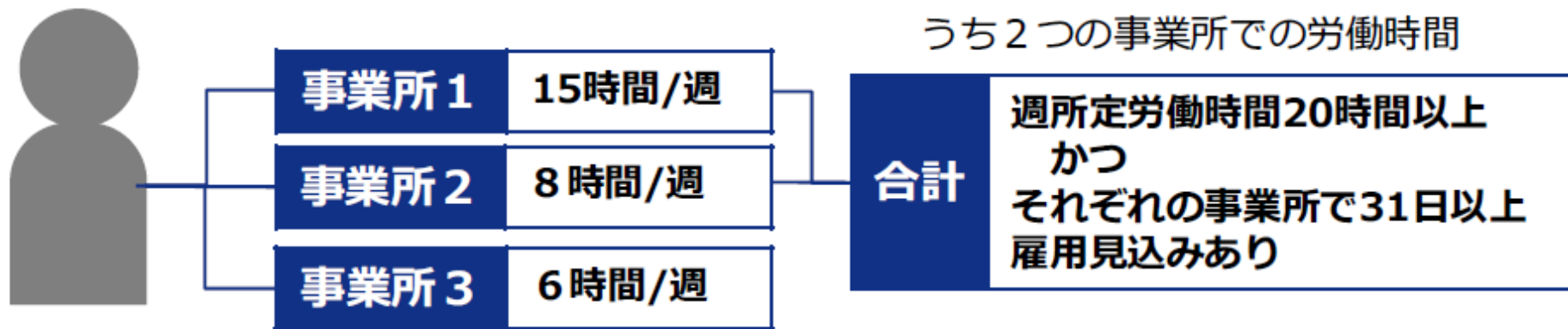


必要なし

65歳以上の雇用保険 マルチジョブホルダー制度

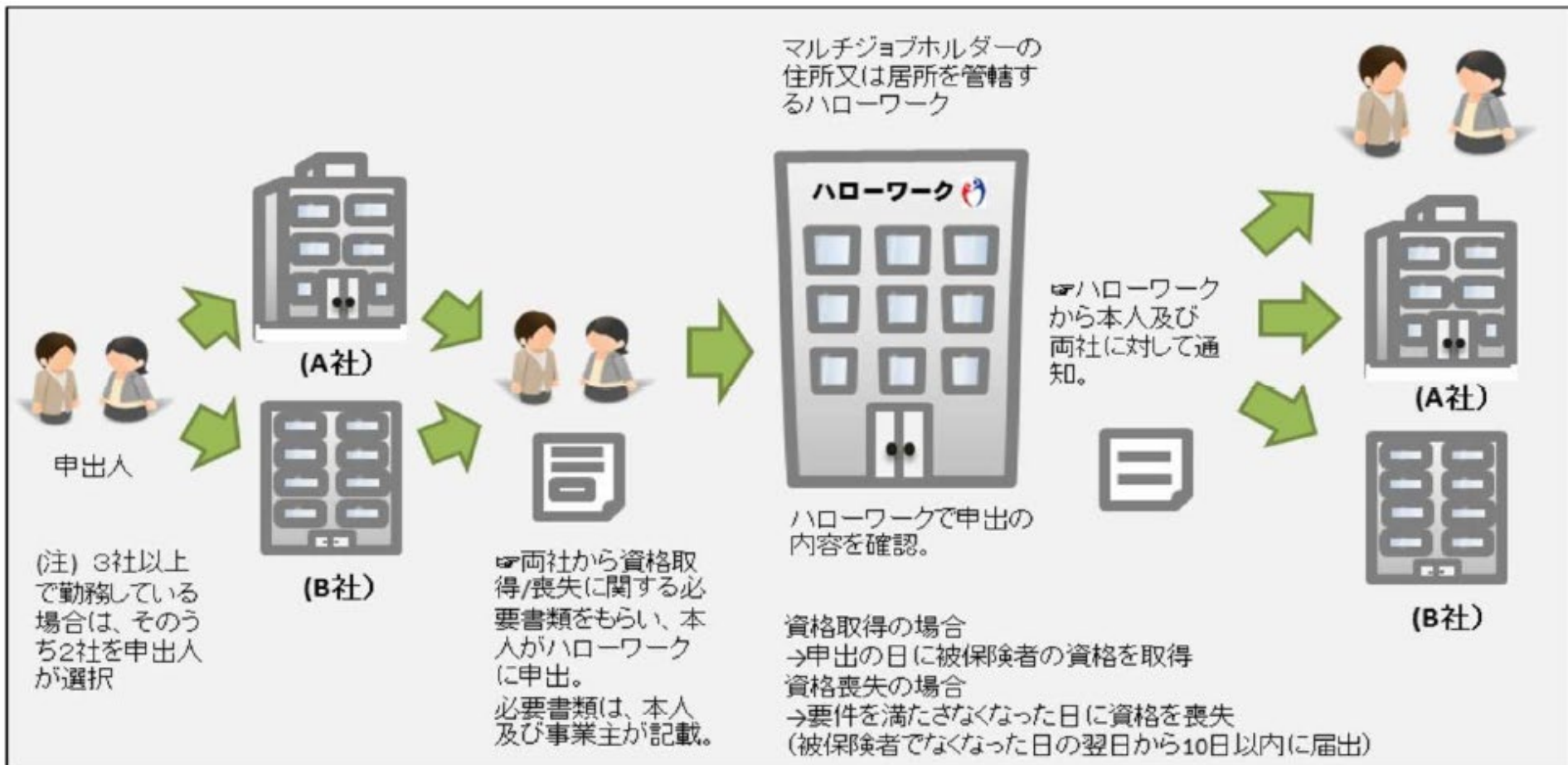
労働者本人が自身の住居所を管轄するハローワークに申し出ることで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度

1. 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
2. 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して、1週間の所定労働時間が20時間以上であること
3. 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること



※ 上記の1と2の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、2を離職しても、1と3の労働時間が週20時間以上あるため、1と2で喪失に係る届出後、改めて1と3の雇入に係る届出が必要です。

マルチ高年齢被保険者となるための手続手続きの流れ



事業主は、労働者から証明を求められた場合は、速やかにその証明を行わなければならない